



2020年10月28日

各 位

会 社 名 理研ビタミン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山木 一彦  
(コード番号4526 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長  
兼 広報・IR室長 池田 航  
(TEL 03-5362-1315)

## 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載しましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正を行いました。

これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出いたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第80期 内部統制報告書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)  
第81期 内部統制報告書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)  
第82期 内部統制報告書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)  
第83期 内部統制報告書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)  
第84期 内部統制報告書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### 2. 訂正の内容

上記内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下の通り訂正いたします。訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

(1) 第80期 内部統制報告書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)  
第81期 内部統制報告書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)  
第82期 内部統制報告書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

#### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社連結子会社である青島福生食品有限公司（以下「青島福生食品」という。）から受領した2020年8月度月次決算報告において、鱈などを中心とした水産加工品を廉価で処分販売した事実が判明したことに伴い、青島福生食品のたな卸資産の評価が適切に行われていなかった疑いが生じたため、当社は、外部専門家を含む特別調査委員会を再度設置し事実関係の調査を行っております。

本訂正報告書提出日現在において特別調査委員会の調査は継続中であるものの、10月上旬に実地棚卸を行うとともに、8月に廉価で販売した水産加工品に関する書類及び青島福生食品からの事実関係の説明を確認した結果などから、当社としては過年度において連結貸借対照表上のたな卸資産の評価が適切に行われていなかったと判断し、過年度分の決算を訂正すると共に、第80期から第84期の有価証券報告書及び第82期の第2四半期から第84期の第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

たな卸資産の不適切な評価により決算の訂正が発生しました原因は、青島福生食品においてたな卸資産の管理責任及び実地棚卸等の管理手順が明確にされていないこと、たな卸資産のロット（日付）の重要性認識が不十分で管理出来ていないこと、及び決算・財務プロセスのうち財務諸表作成過程のレビュー体制並びに当社への報告体制に不備があったことにあると認識しております。

以上のことから、青島福生食品の全社的な内部統制、決算・財務報告及び生産系業務プロセスに係る内部統制の不備が、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて連結財務諸表等に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、今後の特別調査委員会の指摘・提言を踏まえ、改善策を策定し適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

- (2) 第83期 内部統制報告書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)  
第84期 内部統制報告書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社連結子会社である青島福生食品有限公司（以下「青島福生食品」という。）における特定の顧客とのエビ加工販売の取引について、取引の全容が解明できず、営業取引としての実在性を確認できなかったため、当社は、外部の専門家を含む特別調査委員会を設置し、事実関係の調査を行いました。その結果、当該取引の仕入・加工販売取引の実在性を否定すべき明確な根拠は検出されなかったものの、取引を行った理由や取引全体の商流を明らかにすることができず、また、青島福生食品において当該取引に関連する記録および資料の適切な管理が徹底されていなかったことや十分な調査協力が得られなかったこともあり、特定の仕入先からの仕入取引、加工、特定顧客への販売取引についての取引の全容の解明、当該取引の実在性を確認するには至りませんでした。

当社は、本特別調査委員会の調査結果を踏まえ、同様の取引が発生した過年度も含めて取引の全容および実在性が確認できなかった特定の顧客向けの売上高の取り消し処理等を行い、2019年3月期の有価証券報告書及び2020年3月期の第1四半期から第3四半期までの四半期報告書については訂正報告書を提出しました。

当該取引により過年度の決算の訂正が発生しました原因は、特定の役職者に財務報告に重要な影響を及ぼす取引に関する情報や権限が集中するなど、青島福生食品におけるガバナンス体制が不十分であったこと、証憑保管を含む適切な業務手順書が青島福生食品において十分に整備されていなかったこと、及び決算・財務報告プロセスのうち財務諸表作成過程のレビュー体制並びに当社への報告体制に不備があったこと、取締役会をはじめとする当社の監視機関による青島福生食品に対するモニタリング体制が不十分であったことにあると認識しております。

以上のことから、青島福生食品の全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る内部統制並びに当社の全社的な内部統制の不備が、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて連結財務諸表等に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からのグループ・ガバナンスの見直しに係る提言を真摯に受け止め、下記の改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

### ① リスクマネジメントの強化

青島福生食品が自らのリスクを評価、管理できる体制を当社内で検討し、指導します。

### ② 統制活動の強化

青島福生食品における証憑類等の管理体制を見直し、重要なプロセスに関して業務手順書を整備します。

### ③ モニタリングの強化

当社として、青島福生食品の事業運営面の情報や課題のモニタリングを徹底します。

### ④ コミュニケーションの改善

青島福生食品内部、及び青島福生食品と当社の間での情報伝達ルートを拡大し、改善を図ります。

⑤理研ビタミングループとしての青島福生食品へのガバナンスの強化

青島福生食品に対する当社関連部門の指導を強化し、グループ全体の内部統制を推進します。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社連結子会社である青島福生食品有限公司（以下「青島福生食品」という。）における特定の顧客とのエビ加工販売の取引について、取引の全容が解明できず、営業取引としての実在性を確認できなかったため、当社は、外部の専門家を含む特別調査委員会を設置し、事実関係の調査を行いました。その結果、当該取引の仕入・加工販売取引の実在性を否定すべき明確な根拠は検出されなかったものの、取引を行った理由や取引全体の商流を明らかにすることができず、また、青島福生食品において当該取引に関連する記録及び資料の適切な管理が徹底されていなかったことや十分な調査協力が得られなかったこともあり、特定の仕入先からの仕入取引、加工、特定顧客への販売取引についての取引の全容の解明、当該取引の実在性を確認するには至りませんでした。

当社は、本特別調査委員会の調査結果を踏まえ、同様の取引が発生した過年度も含めて取引の全容及び実在性が確認できなかった特定の顧客向けの売上高の取り消し処理等を行い、2019年3月期の有価証券報告書及び2020年3月期の第1四半期から第3四半期までの四半期報告書については訂正報告書を提出しました。

当該取引により過年度の決算の訂正が発生しました原因は、特定の役職者に財務報告に重要な影響を及ぼす取引に関する情報や権限が集中するなど、青島福生食品におけるガバナンス体制が不十分であったこと、証憑保管を含む適切な業務手順書が青島福生食品において十分に整備されていなかったこと、及び決算・財務報告プロセスのうち財務諸表作成過程のレビュー体制並びに当社への報告体制に不備があったこと、取締役会をはじめとする当社の監視機関による青島福生食品に対するモニタリング体制が不十分であったことにあると認識しております。

当社は上記の認識に基づき、当社の内部統制は有効でないとする内部統制報告書を提出しました。しかしながらその後、青島福生食品から受領した2020年8月度月次決算報告において、鱈などを中心とした水産加工品を廉価で処分販売した事実が判明したことに伴い、青島福生食品のたな卸資産の評価が適切に行われていなかった疑いが生じたため、当社は、外部専門家を含む特別調査委員会を再度設置し事実関係の調査を行っております。

本訂正報告書提出日現在において特別調査委員会の調査は継続中であるものの、10月上旬に実地棚卸を行うとともに、8月に廉価で販売した水産加工品に関する書類及び青島福生食品からの事実関係の説明を確認した結果などから、当社としては過年度において連結貸借対照表上のたな卸資産の評価が適切に行われていなかったと判断し、過年度分の決算を訂正すると共に、第80期から第84

期の有価証券報告書及び第 82 期の第 2 四半期から第 84 期の第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

たな卸資産の不適切な評価により決算の訂正が発生しました原因は、青島福生食品においてたな卸資産の管理責任及び実地棚卸等の管理手順が明確にされていないこと、たな卸資産のロット（日付）の重要性認識が不十分で管理出来ていないこと、及び決算・財務プロセスのうち財務諸表作成過程のレビュー体制並びに当社への報告体制に不備があったことにあると認識しております。

以上のことから、2020年9月30日に開示しました青島福生食品の全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る内部統制並びに当社の全社的な内部統制の不備に加えて、新たに検出された青島福生食品の全社的な内部統制、決算・財務報告及び生産系業務プロセスに係る内部統制の不備が、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて連結財務諸表等に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からのグループ・ガバナンスの見直しに係る提言を真摯に受け止め、2020年9月30日に開示しました下記の改善策を実行してまいります。更に今後の特別調査委員会の指摘・提言を踏まえ、追加の改善策を策定し適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

①リスクマネジメントの強化

青島福生食品が自らのリスクを評価、管理できる体制を当社内で検討し、指導します。

②統制活動の強化

青島福生食品における証憑類等の管理体制を見直し、重要なプロセスに関して業務手順書を整備します。

③モニタリングの強化

当社として、青島福生食品の事業運営面の情報や課題のモニタリングを徹底します。

④コミュニケーションの改善

青島福生食品内部、及び青島福生食品と当社の間での情報伝達ルートを拡大し、改善を図ります。

⑤理研ビタミングループとしての青島福生食品へのガバナンスの強化

青島福生食品に対する当社関連部門の指導を強化し、グループ全体の内部統制を推進します。

以 上